

たる対価で取得する契約を締結することをいう(商法246条1項, 有限会社法40条3項, 4項)。この事後設立に当てはまる場合は, 株主総会の特別決議と検査役の調査という, 非常に重い規制が課せられている。現物出資規制の潜脱がなされないように, ある意味では過剰な規制がなされてきたといえる。

実務界では, この事後設立規制の適用を受けないために, 売買契約を分割したり, 賃貸借取引によったり, あるいは, 休眠会社をわざわざ買い取ってそれを受け皿会社にするなど, 企業組織再編, 買収, 資産の流動化などのあらゆるスキームの策定にある意味で障害となっていたことは否めない^②。

第1に, 事後設立につき検査役の調査は廃止される(467条1項5号)。第2に, 新設合併, 新設分割または株式移転により設立された会社

(企業組織再編行為によって設立された会社)については, 事後設立規制は課せられないとされる。したがって, この場合は, 株主総会の特別決議も不要ということである。企業組織再編, MBO, 証券化, 買収等のスキームにおいては, 新設間もない会社に対して財産を移転する行為は頻繁に生じうるわけであり^③, その場合のスキームを策定しやすくなることは間違いなく, 実務界にとっては画期的な改正といえることができる。

なお, 株主総会の特別決議要件を, 営業全部の譲受けの場合の決議要件と同じにするものとされており, 具体的には「最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額(法務省令で定める方法により算定)の20%以上の対価」(467条1項5号)の場合に特別決議が必要となる^④。

- ② 最近よく活用されている不動産の流動化の場合に, 信託受益権方式を採用するケースが多く, 信託受益権は会社成立前より存在する営業用の財産ではないという解釈のもとで, 事後設立規制の対象外であると解されていたようである。
- ③ 例えば, 新設間もない子会社に対して, 親会社から営業譲渡を行う, 資産の流動化の受け皿会社が財産の取得を行う, MBOにおいて受け皿会社に対して営業譲渡を行うなど, さまざまなケースで事後設立に該当するケースがあった。
- ④ 簡易組織再編の要件が, 会社法では5%基準ではなく20%基準に緩和されており, この要件に合せている。

訂正とお詫び

本誌2729号(17年7月11日)7ページに掲載いたしました「『関連当事者の開示』に関する会計基準等を来春に公表」の記事中, タイトルと文中に会計基準などの公開草案の公表は「来春」とありますが, 9月に行われるIASBとの協議の結果によるものの, 今年第4四半期(10月~12月)に公開草案の公表が予定されているため, 「年内」の誤りです。お詫びして訂正いたします。(編集部)

国際会計基準2007年問題 の実務対応

<7>

今回のポイント

- IAS 1 (財務諸表の表示) ⇒日本のGAAPには包括利益計算書が無いためEU域内で上場維持・公募を継続するためには包括利益及びその内訳を表示する必要がある(当面, 補充計算書作成)と考えられる。
- IAS 2 (棚卸資産) ⇒調整表開示を行う。①IAS 2が適用されたと仮定し, その金額的影響を開示する。②金額の開示は日本のGAAPとIAS 2号適用の結果としての差異が損益/株主持分に与える税引前及び税引後の金額を開示する。
- IAS 7 (キャッシュ・フロー計算書) ⇒特段対応不要。
- IAS 8 (期間純損益, 重大な誤謬及び会計方針の変更) ⇒特段対応不要。
- IAS 11 (工事契約) ⇒長期工事契約の会計処理について, その仮定・計算方法等に関する追加開示が要求される。

第10節 「2007年問題」〈Area 2〉(続き)

第10節 EU域内証券市場に上場・公募している日本企業に対して求められたその他の追加開示

第2款 IAS関連

第2款では, IASについて解説する。

(1) IAS 1 (財務諸表の表示: Presentation of financial statements)

① 繰延税金資産・負債の表示

繰延税金資産・負債は, IFRS/IASの下では非流動に区分されるが, 日本のGAAPの下では属性により流動・非流動に分類される。

② 特別損益/営業外損益の表示

日本のGAAPにおいては損益計算書において例外的事項の表示(特別損益/営業外損益)

を行うことを認めている。

IFRS/IASでは通常計上されない。(CESRの同等性評価)

- ◆①②については, IFRS/IASと日本のGAAPの差異は, 通常, 基準に精通するEU域内の投資家であれば, 容易に識別され, 取り扱われるはずである。
- ◆それ故, 同等性評価については, 両者の差異は重大なものとは考えられていない。

③ 金融商品の公正価値/為替換算調整勘定の変動の詳細内容の表示
金融商品の公正価値評価及び為替換算調整勘定の変動の詳細内容のいずれも資本剰余金変動計算書あるいは財務諸表の他の部分(例えば「包括利益計算書」)に開示されていない。

(CESRの同等性評価)

- ◆資産の公正価値に関する詳細内容はEU域内の投資家が投資の意思決定を行う為に重要であり、日本のGAAPの下でも入手されうるものとすべきである。
- ◆ただし、日本のGAAPの下では、金融商品は、保有区分に応じて、公正価値（あるいは償却原価）で測定されている。
- ◆従って、公正価値の変動はB/Sから入手可能である。
- ◆為替換算調整勘定についても同様である。

④ 株主配当金の表示

日本のGAAPの下では、委員会等設置会社を除き、株主配当金は金融庁・財務局にファイリングされる連結剰余金計算書において入手することができる。

【貸借対照表/資本の部】

(単位:百万円)

区 分	当連結会計年度 (2005年3月31日)	前連結会計年度 (2004年3月31日)	増減(Δ)
資 本			
資 本 金	949,680	949,680	-
資 本 剰 余 金	1,311,013	1,311,013	-
利 益 剰 余 金	2,100,407	1,759,548	340,859
その他の包括利益累計額	57,609	81,355	Δ23,746
自 己 株 式	Δ510,777	Δ396,901	Δ113,876
資 本 合 計	3,907,932	3,704,695	203,237

【連結損益及び包括利益計算書/その他の包括利益の部】

(単位:百万円)

区 分	当連結会計年度 (2005年3月31日)	前連結会計年度 (2004年3月31日)	増減(Δ)
その他の包括利益(Δ損失)			
売却可能有価証券未実現保有損益	9,220	12,238	Δ3,018
金融商品再評価差額	Δ367	Δ13	Δ354
為替換算調整額	Δ32,670	Δ9,862	Δ22,808
追加最少年金負債調整額	71	16,055	Δ15,984
包 括 利 益 合 計	723,818	668,425	55,393

- ① なお、従来の表示・開示を一括して見直す「業績報告」のプロジェクトが進行している。
- ② 日本の会計制度では、企業がその期にあげた売上高から売上原価、販売費を差し引いて営業利益を算出する。これに営業外収入を加え、営業外費用を引いたものが経常利益。土地等の売却損益等の特別損失を加減し法人税等・法人税等調整額等を加減すれば純利益となる。
- ◆包括利益はこれらに加えて、長期保有する株式等の時価評価差額の変動額も損益計算書で計上する。

(CESRの同等性評価)

- ◆CESRは主として連結上の勘定科目を検討の対象とするが、株主配当金の情報はB/S及びP/Lとは別個の連結剰余金計算書においてEU域内の投資家が入手できるようになっている。

⑤ 「包括利益」の表示^①

IFRS/IASで作成される財務諸表では包括利益^②の表示が求められる。これは現在のUS-GAAP米国基準の包括利益とほぼ同じ(なお、「リサイクリング」という一度包括利益で表示した評価損益が実現した場合、過去の評価損益累計額を損益計算書に振り戻し、実現損益と相殺するかしないかについて、IFRS/IAS[相殺する]とUS-GAAP[相殺しない]では差がある。)である。

具体的な包括利益の表示をNTTドコモの2005年3月期の決算資料から見てみる(但しUS-GAAP)。

(日本企業の対応)

- ◆日本のGAAPには包括利益計算書が無いためEU域内で上場維持・公募を継続するためには包括利益及びその内訳を表示する必要がある(当面、補充計算書作成)と考えられる。

(2) IAS 2 (棚卸資産: Inventories)

① 原価基準の適用

原価基準は、日本のGAAPの下では、低価基準との選択肢として容認されている。

この点については、ASBJ(日本の企業会計基準委員会)とIASBとの間で収斂可能な分野として提案されている。

(CESRの同等性評価)

- ◆確かに、日本のGAAPでは、棚卸資産の時価が取得原価より著しく下落したときは、回復可能性がある認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないこととなっているが、CESRは、日本のGAAPが永久的な価値の減少が存在し得る場合に強制評価減を行うことを要求していてもなお、低価法及び時価として正味実現可能価額を使用したのと全く同じ結果を達成する為には適切なものではないと考えている。
- ◆CESRは、この会計処理の差はEU域内の投資家の意思決定を変え得る重大なものとなり得ると結論付け、追加開示を要求する。

(日本企業の対応)

- ◆調整表開示
 - IAS 2が適用されたと仮定し、その金額的影響を開示する。
 - 金額の開示は日本のGAAPとIAS2号適用の結果としての差異が損益/株主持分に与える税引前及び税引後の金額を開示する。

② 後入先出法の適用

日本のGAAPは、後入先出法^③の使用を認めている。しかし、実務において、後入先出法が日本企業に使用されるのは比較的事である。

(CESRの同等性評価)

- ◆IFRS/IASの下では、後入先出法は認められない(日本の実務でも後入先出法の使用は稀である)。
- ◆しかし、後入先出法を使用した場合、財務諸表に与える潜在的な影響額を考慮し、適切な開示が行われることとなる。

(日本企業の対応)

- ◆追加開示(記述及び/又は金額)を行う。具体的には、
 - 日本のGAAPにおける後入先出法の説明
 - 棚卸資産の公正価値

(3) IAS 3~IAS 6

- ◆IAS 3 (連結財務諸表)はIAS27(連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理)、IAS28(関連会社に対する投資の会計処理)により廃止。
- ◆IAS 4 (減価償却の会計)はIAS16(有形固定資産)、IAS28及びIAS38(無形資産)により廃止。
- ◆IAS 5 (財務諸表に開示すべき情報)はIAS 1により廃止。
- ◆IAS 6 (物価変動に関する会計上の対応)はIAS15(物価変動の影響を反映する情報)により廃止。

- ③ 後入先出法では、多くの場合、棚卸資産の物的な流れとは逆の費消計算が行われ、また価格の変動時において期末資産が比較的古い価額で評価される。しかし、損益計算上は、新しい原価が新しい収益に対応され、またその結果、価格変動の影響を避けることができ、特に価格上昇時には名目的な利益を抑えることができる(新井清光『新版 財務会計論(第5版)』(2000、中央経済社)88頁。)とされていた。しかし、IASBの貸借対照表重視のアプローチでは概念フレームワークの視点から容認しがたい方法である。

(4) IAS 7 (キャッシュ・フロー計算書: Cash Flow Statement)

日本のGAAPの下で分類される特定の項目についてIFRS/IASとの差異がある。それは次の項目である。

- ① 営業活動から生じるキャッシュの前払いと前受け [日本のGAAPではネット表示されるがIFRS/IASでは例外もあるが総額表示が原則]
- ② 財務活動から生じる支払配当金 [IFRS/IASでは営業活動から生じるキャッシュ・フローあるいは財務活動から生じるキャッシュ・フロー]

(CESRの同等性評価)

- ◆キャッシュ・フロー計算書における差異は、EU域内の投資家が全ての関連情報を入力できる為、EU域内の投資家の投資の意思決定を変更させるようなものではなさそうである。
- ◆基準に精通するEU域内の投資家であれば表示数値を調整することは可能であろう。

(日本企業の対応)

- ◆特段対応不要

(5) IAS 8 (期間純損益、重大な誤謬及び会計方針の変更: Accounting policies, changes in accounting estimates and errors)

IFRS/IASでは事業体が会計方針を変更する際、適及的に修正表示を行うが、日本のGAAPでは、会計方針の変更の結果としての影響は、連結財務諸表の注記に開示するものとされている。

日本のGAAPでは、過年度の重大な誤謬は当期の連結財務諸表の特別損益の部に独立して過年度損益修正損益として表示される。

(CESRの同等性評価)

- ◆関連する情報の大部は、開示(注記)及び損益計算書の独立表示により、EU域内の投資家に入手可能であり、IAS 8に関する日本GAAPとの差異は、重大なものではないと見做し得る。

(日本企業の対応)

- ◆特段対応不要

(6) IAS 9 (研究開発費)、IAS10 (後発事象: Subsequent events)

- ◆IAS 9は、IAS38により廃止。
- ◆IAS10は、CESRによるコメント無し。

(7) IAS11 (工事契約: Construction contracts)

- ◆日本のGAAPでは、短期契約に基づく工事収益及び工事原価は工事が完成すべき(する予定の)時点で損益に認識される(「工事完成基準」)。
- ◆長期の工事契約では、工事進行基準・工事完成基準のどちらも継続適用がなされている限りにおいて容認されている。
- ◆工事進行基準を適用している多くの日本企業は全ての長期工事に工事進行基準を適用せず、一定の条件を満たす場合にのみ工事進行基準を適用している(これは部分的に税法^④の影響を受けているものと推認される。)

(CESRの同等性評価)

- ◆日本のGAAPにおいて、工事契約収益及び原価について工事完成基準と工事進行基準の選択肢が存在することは、IFRS/IASと調和していない。
- ◆基準に精通するEU域内の投資家にさえ、両方法の差異を識別させるべきである。
- ◆同等性の評価という目的に関していえば、この日本のGAAPとIFRS/IASの差異は、長期の工事契約に関しては重大なもののみなされ得るし、税法基準を会計基準として採用している場合は、欠陥を有するものとなり得る。

(日本企業の対応)

- ◆日本企業は長期工事契約の会計処理について、その仮定・計算方法等に関する追加開示が要求される。

- ④ 法人税法第64条は一定の要件を満たす長期大型工事契約の所得の計算について工事進行基準の適用を強制している。
一定の要件とは、
① 工事着手の日から、契約上の目的物の引渡しの期日までの期間が2年以上であること。
② 請負対価の額が50億円以上であること(法人税法施行令129条1項)。
③ 請負対価の2分の1以上が当該工事の目的物の引渡しの期日から1年を経過する日後に支払われる定めが契約に存すること(法人税法施行令129条2項)。

LLP法施行令等を公布～8月1日から実施へ

有限責任事業組合契約に関する法律(LLP法)の施行令と施行期日を定める政令がこのほど公布され、LLP法は8月1日から施行されることが決まった。

LLP法は、出資者が出資額までしか責任を負わない有限責任制が適用され、組合の運営は内部自治原則に従い、構成員課税(LLPに課税されずに出資者に課税される)が適用されるLLPの設立を認めるもの。

今回公布された施行令では、性質上組員

の責任の限度を出資額とすることが適当でない業務として、公認会計士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士が定められた。

なお、一定のLLPについては、有価証券として証券取引法の規制対象となるが(証券取引法2条④)、今回の施行令附則で証券取引法施行令が改正され、その要件が明らかにされている。

減損会計・不動産証券化・流動化

これからの不動産鑑定評価

Since 1948

森井総合鑑定株式会社
MORE APPRAISAL & INVESTMENT CONSULTING, INC.

www.maic.jp

正常価格、DCF、CF、処分価格等の同時査定
業界最古参ならでの豊富な経験
将来の評価基準変更へも強力にアシスト

東京: 東京都中央区日本橋 1-7-9 TEL 03-6214-1955
大阪: 大阪市中央区道修町 1-7-10 TEL 06-6232-3211

お問い合わせEメール! info@maic.jp